

平成30年度 小規模法人のネットワーク化による協働推進事業概要

○当県における事業実施方法

- ・当県では、地理的な条件から、市町村単位等地域的な連携が現実的であり、プラットフォーム（以下「PF」という。）は地域対象とする。
- ・社会福祉法人等の協働による「地域における公益的な活動」については、現在市町村社会福祉協議会（以下、「市町村社協」という。）を中心に取組まれつつあり、既に市町村単位等で社会福祉法人等の連携のための協議会が設置されているが、具体的な協働事業等はまた検討段階のところが多い。
- ・そこで、当県では当該協議会等で、国の実施要綱の趣旨にあった協働事業試行及びその事業に必要な合同の人材確保・定着のための事業について、実施可能な地域の市町村社協に事業を委託する。

※中核市である松江市は県と同様に実施主体として事業を実施。

